

公益財団法人世田谷区保健センター職員の職名に関する規則

(昭和 52 年 3 月 31 日)
(財世保規則第 2 号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員の職名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職名の構成)

第 2 条 職員の職名は、職層名及び職務名による。

(職層名)

第 3 条 職層名は次のとおりとする。

所長、参事、副参事、主事

(職務名)

第 4 条 職務名は次のとおりとする。

事 務 系 一般事務

保健福祉系 運動指導員、福祉、心理

医療技術系 医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚障害指導、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、保健師、看護師

技 能 系 自動車運転

労 務 系 一般作業

2 理事長が指定する職員の職務名については、理事長が指定する名称をもって前項の職務名に代えるものとする。

一部改正〔平成 21 年規則 3 号、平成 30 年度規則 2 号〕

(職層名の適用区分)

第 5 条 所長は、所長の職にある職員の職層名とする。

2 参事は、局長の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。

3 副参事は、課長の職又はこれに相当する職にある職員の職層名とする。

4 主事は前 3 項に定める職員を除く職員の職層名とする。

追加〔平成 3 年規則 5 号〕

付 則

この規則は、昭和 52 年 3 月 31 日から施行し、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 1 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 19 日規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。